

協議 第 9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年 7月22日提出

かつらぎ町・花園村合併協議会

会 長 山 本 恵 章

記

協議項目	慣行の取扱い
調整方針（案）	慣行の取扱いについては、原則としてかつらぎ町の制度に統一するものとする。

平成16年 月 日確認

かつらぎ町・花園村合併協議会 調整内容

協 議 項 目		慣行の取扱いについて	関 係 項 目
調 整 方 針 (案)		慣行の取扱いについては、原則としてかつらぎ町の制度に統一するものとする。	
区 分	かつらぎ町		花 園 村
現	町 村 章	<p>かつらぎ町の「か」を図案化したもので、全体を平和と発展の精神にみため、友愛と団結、上辺左右の翼状は永遠の発展と限りなき飛躍を象徴しています。 (昭和34年11月1日制定)</p> 	<p>花園の頭字「ハナ」を図案化し、村勢の躍進発展を翼状に村民の団結と和を円形に象徴した。 (昭和47年2月5日制定)</p> 
	町 村 民 憲 章	<p>町民憲章(昭和63年3月制定)</p> <p>かつらぎ町は紀の川の清き流れと緑ゆたかな自然に恵まれたまちです。わたくしたちは、先人が築いた歴史と伝統を誇りとし、活力ある豊かなまちづくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し、花と緑につつまれたきれいなまちをつくります。 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。 1 かおり高い伝統と文化を育てるまちをつくります。 1 働くことに喜びをもって、活力に満ちたまちをつくります。 1 人権を尊び、互いに助け合う住みよいまちをつくります。 	<p>制定なし</p>
況	町 村 の 木 ・ 花 ・ 鳥	<p>木：きんもくせい 花：あじさい 鳥：制定なし</p>	<p>木：樺(けやき) 花：蛍袋(ほたるぶくろ) 鳥：鶺鴒(せきれい)</p>

かつらぎ町・花園村合併協議会 調整内容

協 議 項 目		慣行の取り扱いについて	関 係 項 目
調 整 方 針 (案)			
区 分	かつらぎ町		花 園 村
現	表	かつらぎ町表彰規程 (昭和43年9月10日 規程第9号)	表彰規程なし 但し、行政の発展、産業の振興、福祉の増進等に尽力し、その功績が著しい者、住民の模範となるべき徳行をした者がいる場合は表彰を行う。
	彰	かつらぎ町名誉町民条例 (昭和47年6月23日 条例第22号) 坊 秀男	花園村名誉村民条例 (昭和51年3月11日 条例第2号)
況	宣 言	生命尊重の町宣言 交通安全宣言 暴力追放宣言 核兵器廃絶平和都市宣言	宣言なし

かつらぎ町・花園村合併協議会 調整内容

協 議 項 目		慣行の取り扱いについて	関係項目
調 整 方 針 (案)			
区 分	かつらぎ町		花園村
現 況	町 村 (民) 歌	かつらぎ町民歌 (昭和63年3月制定)	なし

先進地事例

呉市	慣行の取扱いについては、原則として呉市の制度に統一するものとする。
江津市	1. 市章及び市民憲章については、合併までに新たに制定する。 2. 市木、市花、市歌、宣言は、新市において検討機関を設け、検討する。
堺市	市(町)章については、堺市の市章に統一する。 都市宣言等については、堺市の都市宣言等に統一する。なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。 市(町)の歌については、堺市の市(町)の歌に統一する。 市(町)民憲章については、堺市の市民憲章に統一する。また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。なお政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。
府中市	「市木」、「市花」については、合併後新たに定めるものとします。
潮来町	1. 町章 当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定するものとする。 2. 町民憲章 当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定するものとする。 3. 町の花・木・鳥 当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花・木・鳥を制定するものとする。